

～消費者注意情報～

SNSで知り合った個人からの投資勧誘にご注意を！

(令和元年8月5日)

相談事例

SNSの投資コミュニティで、個人でトレーダーをしているという人と知り合い、投資を勧められた。SNSのグループに登録し、取引口座を開設後、トレーダーの指示で取引すれば70%から90%の勝率だと約束された。その後、トレーダーから勧められるまま、SNSに送られてきたURLにアクセスし、3つの海外の金融機関に口座を開いた。20万円を入金し、トレーダーの指示に従い取引を開始したが、儲からない。投資をやめようと思い、取引口座から出金しようとしたが、これら海外の金融機関では、一定回数の取引を行わないと出金できないと分かった。返金してほしい。
(30歳代、男性)



ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

- ★ SNSで知り合った投資の専門家を装う個人からの儲け話には慎重に対応しましょう。

投資という共通の関心ごとでつながっているSNS上のコミュニティで知り合った人とやりとりを続けているうちに、警戒心が薄れ、「儲かる」「自分も儲けている」などの話を信用してしまうことがあります。しかし儲けた話が事実であるかは分かりません。投資において「勝率〇%」などと断言はできません。具体的な投資先や金融商品等が不明なもの、「指示に従えば儲かる」といった不確定な要素が多いものには手を出さないようにしましょう。

- ★ 取引する金融機関が登録業者か確認しましょう。

海外の金融機関であっても、日本の居住者と金融商品の取引を行う場合は金融商品取引法上の登録が必要です。海外の無登録事業者と契約し、いったん金銭を支払ってしまうと、トラブルが生じた際に返金を受けるのは非常に困難です。

取引にあたっては、必ず登録の有無を確認し、無登録業者との契約は行わないようにしましょう。

- ★ 消費生活センターにご相談ください

不本意な契約をしてしまった場合など、困ったときは消費生活センターに相談してください。

東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155
お近くの消費生活センター 局番なし☎188(消費者ホットライン)

<参考>金融庁ホームページ

無登録で金融商品取引業を行うものの名称等について

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>

免許・許可・登録を受けている業者一覧

<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html#kinyushohin>

無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kanyu/20090731.html>

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください>

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。